

公 告

役務の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和4年 8月 8日

地方独立行政法人奈良県立病院機構
奈良県総合医療センター
院長 松山 武

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

地方独立行政法人奈良県立病院機構 奈良県総合医療センター
産業廃棄物処理業務委託一式

2 業務内容の仕様

入札説明書及び仕様書のとおりとします。

3 委託期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

4 履行場所

奈良県総合医療センター(奈良市七条西町2丁目897-5)

奈良県総合医療センター院内保育所こじかの森保育園

(奈良市六条西四丁目6番30号)

5 入札方法

入札は、上記第1の3に示す委託期間における収集運搬に係る費用、中間処理等に係る費用等、産業廃棄物処理業務に要する一切の諸経費を含めて積算した総額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1から9までに該当する者が、この入札に参加することができます。

1 地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第4条の規定に該当しない者であること。

2 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。

ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

3 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。

ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなします。

5 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。

6 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、主たる営業種目がQ1「建物管理」の「⑭廃棄物処理」で登録をしている者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、第3の4に示す場所に入札参加資格審査の申請を行ってください。

7 廃棄物処理法による産業廃棄物収集運搬業（当院所在地及び当該廃棄物の搬入先所在地の許可）及び産業廃棄物処分業（中間処理）の許可を受けている者であること。

なお、いずれか一方の許可しか受けていない者は、他方の許可を受けている者と業務提携を行っていること。

- 8 上記7の許可内容が、仕様書に記載する、本院から排出される産業廃棄物を全て処分できるものであること。
- 9 中間処理の方法については、仕様書に示したとおりとし、本契約の履行に見合った処理設備を有するものとする。
- 10 過去5年間に、300症以上の病院の産業廃棄物処理業務を請け負い、1年間以上継続して誠実に履行した実績を有する者であること。

第3 入札書の提出場所等

1 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒630-8581 奈良県七条西町2丁目897-5

奈良県総合医療センター 財務課用度係

電話 0742-46-6001 (内線2421)

FAX 0742-46-6030

メール sogo-yodo@nara-pho.jp

2 入札説明書等の交付方法及び入札説明会

奈良県総合医療センターホームページの「お知らせ」からダウンロードして入手してください。なお入札説明会は行いません。

3 入札参加申込兼参加資格申請

令和4年8月19日(金)午後5時までに第3の1の場所へ提出して下さい。詳しくは入札説明書のとおりとします。

4 入札参加資格審査の申請

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係(奈良県庁主棟1階)

電話番号(直通)0742-27-8908

5 入札書の提出場所、入開札の日時及び場所

令和4年9月7日(水) 午前11時00分

奈良県七条西町2丁目897-5 奈良県総合医療センター 4階 会議室1

第4 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

免除します。

ただし、第一交渉権者が契約を締結しない場合には、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第18条第2項に定めるところにより、入札金額の100分の5に相当する額を損害賠償金として納付しなければなりません。

3 契約保証金

地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第27条に定めるところによります。

4 入札者に要求される事項

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「入札参加資格確認申請書等」といいます。）を所定の日時までに提出しなければなりません。

なお、奈良県総合医療センター院長から、入札参加資格確認申請書等の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (2) 競争入札参加資格確認申請書等に基づき参加資格の承認を受けた者を入札参加者とします。
- (3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第8条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

7 第一交渉権者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を第一交渉権者とします。

8 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、第一交渉権者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 第一交渉権者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 第一交渉権者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 第一交渉権者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、第一交渉権者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本医療センターが当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

9 契約の解除

契約締結後、契約者について8の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本医療センターに報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、8の(1)、(3)、(4)及び(5)中「第一交渉権者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

10 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。